

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保  
① 割合・加工・販売フロー

《学校給食衛生管理基準》学校給食法の規定に基づき、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもので、平成21年4月1日から施行された。

卷之三

生産から消費に至る食の安全安心の確保  
製造・加工・販売フロー

生産から消費に至る食の安全安心の確保  
製造・加工・販売フロー

卷之三

(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底  
愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。  
この大規模調理施設等に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。

① 瓶面

- 食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)
  - ・県内6保健所において地域全体の食品衛生水準の向上を目的とした一般監視を実施するなどもしくは、巡回監視を行つた際は、指導や治癒手書の徴収等の処分を行つた。
  - ・県内中央保健所に設置している食品衛生監視機動班を中心として広域的かつ
  - ・四中国中央保健所を除く5保健所に、巡回監視を行つた際は、指導や治癒手書の徴収等を確認した際は、違反等を確認した際は、違反等を除く。運転未登録車の登録率108.5%、
  - ・令和3年度監視件数:9,176件、収去検査件数:1,250件、官能検査件数:5,817件。
  - ・表示検査件数:9,176件、収去検査件数:1,250件、官能検査件数:5,817件。

①概要 保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立ち入りし、監視指導を実施する。また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立ち入りし、指導を行う。  
大規模調理施設への監視指導については、食品衛生法のほか、厚生労働省から示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食については文部科学省から示されている「学校給食衛生管理基準」に基づき実施する。

標進措②

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	100%	—	—	—	—	100%	—	100%
実績	125.6% 25,999件 (監視件数)	126.0% 26,180件 (監視件数)	130.8% 20,615件 (監視件数)	111.5% 17,511件 (監視件数)	117.7% 18,404件 (監視件数)	142.7% 16,542件 (監視件数)	139.5% 15,761件 (監視件数)	123.2% 13,715件 (監視件数)	108.5% 11,176件 (監視件数)

1

### 【令和3年度事業実施状況】

- ・県内66保健所において、中央保健所の食品安全水準の向上を目的とした一般監視を実施するなどとともに、全国的に食品衛生監視機動班を中心として広域的かつ専門的な重点監視を実施した際は、指導や始末書の収納等の処分を行った。

・令和3年度監視件数：松山市保健所部分を除く。): 11,176件(監視達成率108.5%)、表示検査件数：9,176件、収去検査件数：1,250件、官能検査件数：5,817件。

・監視の結果、規格基準違反等により処分(始末書を含む。)した件数：20件

・食中毒事件や苦情食品等の原因調査を行うとともに、再発の防止を図った。また、集団食中毒事件等を実施した。

・令和3年度監視件数：松山市保健所部分を除く。): 166件

・学校給食、病院、事業所食堂等、大量調理施設へ食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を行った。

・病原性大腸菌O157検査費(健康増進課)

・学校給食施設従事者や食品関係従事者に対する検査を実施した。

・一般防護対策費(健康増進課)

・学校給食施設従事者や食品関係従事者に対し赤痢菌等の検査を実施した。

・赤痢菌検査費用(松山市保健所部分を除く。): 284件

・学校給食の衛生管理等に関する調査研究事業(保健体育課)

・学校給食施設4か所へ衛生管理に関する指導者を派遣し、状況調査を行った。

【令和3年度取組みの評価】

- (業務衛生課) 県内における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等を踏まえて策定した令和3年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施した。その結果、令和3年度も監視施設数は目標総数を上回ることが可能であった。

(健康促進課) 大量調理施設については、事故が発生した場合、大規模食中毒事件に備え、食品安全心の確保に努めた。

(保健体育課) 大型施設や細菌性疾患等の患者、感染者の集団発生防止を計画的に実施する。  
大腸菌感染症等の発生実績を踏まえ、実情に即応した監視指導を計画的に行なった。

(学校給食衛生管理課) 「学校給食衛生管理基準」等の趣旨の徹底を図るとともに、衛生状態の改善を行なうことができた。



基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保																					
Ⅰ-②	製造・加工・販売ステージ	I-②																					
施策の方向4	食中毒防止対策の推進	Ⅳ 食中毒防止対策の推進																					
具体的な取組み	具体的な取組み	具体的な取組み																					
(20)流通食品の放射性物質検査等の実施																							
流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超えた食品の流通防止に努めます。																							
①概要	西条・宇和島の2保健所及び衛生環境研究所にγ線簡易測定器を、衛生環境研究所に相談検査を実施する。																						
②推進指標	分析ゲルマニウム半導体検出器を配備し、「収去検査」、「委託検査」、「相談検査」を実施する。																						
③用語解説	【流通食品の放射性物質収去検査件数】(松山市保健所分を除く。)																						
検査件数維持により監視活動効果の指標となる。																							
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	H30	H29	H28	H27	H26	年 度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
目標	—	0.30%	—	—	—	—	0.10%以下	—	—	—	—	—	目標	—	500 件	—	—	—	—	—	500 件	—	50 件以上
実績	0.12%	0.12%	0.12%	0.32%	0.12%	0.21%	0.40%	0.21%	0.46%	0.48%	502 件	500 件	実績	515 件	366 件	201 件	100 件	100 件	100 件	100 件	50 件	46 件	
④用語解説	【令和3年度事業実施状況】																						
● 食品等検査費（基務衛生課）																							
● 衛生試験検査事業費（基務衛生課）																							
● 食品衛生法に基づき、県内流通食品をスーパー等から収去し、γ線簡易測定器及び精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「収去検査」を実施した。																							
● 衛生環境研究所において、食品関連事業者から分析依頼のあつた食品について、精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「委託検査」を行った。																							
● 各保健所の「食品安全・安心総合相談窓口」において、消費者から相談があつた食品について、γ線簡易測定器を活用した「相談検査」を無料で実施する体制を整えている。																							
【令和3年度放射性物質検査実績】																							
● 収去検査件数:46件(結果は、すべて検出限界値未満)																							
● 委託検査 検査件数:133件(結果は、すべて検出限界値未満)																							
● 相談検査 検査件数:0件																							
⑤用語解説	【令和3年度取組みの評価】																						
(薬務衛生課)																							
食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により製造所や販売店から重点食品を収去し検査した結果、令和3年度の収去検査による基準違反率は、前年度より0.02ポイント高い0.48%であった。引き続き計画的に実施し、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。																							

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保										
Ⅰ-②	製造・加工・販売ステージ	I-② 製造・加工・販売ステージ										
施策の方向4	食中毒防止対策の推進	Ⅳ 食中毒防止対策の推進										
具体的な取組み	具体的な取組み	具体的な取組み										
(19)收去検査の計画的な実施等	食品、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の收去検査を充実強化に努めます。											
①概要	收去検査にあたっては、毎年度「食品等收去検査実施要領」により対象食品や検査項目を設定し、計画的に実施するとともに、保健所や衛生環境研究所の検査機器について適宜更新等を行います。											
②推進指標	【食品等の收去検査による規格基準違反率】(松山市保健所分を除く。)											
違反率の減少により監視活動効果の指標となる。	【食品等の收去検査による規格基準違反率】(松山市保健所分を除く。)											
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3			
目標	—	0.30%	—	—	—	0.10%以下	—	—	—			
実績	0.12%	0.12%	0.12%	0.32%	0.12%	0.21%	0.40%	0.21%	0.46%	0.48%	—	—
③用語解説	【收去検査】 県は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、販売等されている食品等を無償で引き取り、同法に基づく規格基準等への適合状況について検査を行うことができる。『農薬』は農薬の東洋に起因して食品に含まれる特定の物質のこと。と、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づき、全ての農薬が残留在している農産物を基準(しきじゅん)する一律基準を含む。)が設定され、これを超える場合は販売禁止等の措置が取られる。(ボジティリスト制度)『遺伝子組換え食品』遺伝子組換えとは、細菌などの中の遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方によって元の生物の遺伝子に戻したり、別の性質を発現させることができる。『規格基準』食品衛生法に規定されている、食品毎の成分規格(食品に含まれる添加物や微生物の混入することで、除草剤に強い作物を作り出すことができる。											
『規格基準』の特徴は、生物の成分を分解しやすくなる遺伝子を、植物の遺伝子に挿入することで、生物の特徴を変えて元の生物の成分を分離しやすくなる。)の基準)、製造・加工基準及び保存基準等のこと。												

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保		
Ⅰ-②	製造・加工・販売ステージ	I-② 製造・加工・販売ステージ		
施策の方向4	食中毒防止対策の推進	Ⅳ 食中毒防止対策の推進		
具体的な取組み	具体的な取組み	具体的な取組み		
(20)流通食品の放射性物質検査等の実施	流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超えた食品の流通防止に努めます。			
①概要	西条・宇和島の2保健所及び衛生環境研究所にγ線簡易測定器を、衛生環境研究所に相談検査を実施する。			
②推進指標	分析ゲルマニウム半導体検出器を配備し、「収去検査」、「委託検査」、「相談検査」を実施する。			
③用語解説	【令和3年度事業実施状況】			
● 食品等検査費（基務衛生課）				
● 衛生試験検査事業費（基務衛生課）				
● 食品衛生法に基づき、県内流通食品をスーパー等から収去し、γ線簡易測定器及び精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「収去検査」を実施した。				
● 衛生環境研究所において、食品関連事業者から分析依頼のあつた食品について、精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「委託検査」を行った。				
● 各保健所の「食品安全・安心総合相談窓口」において、消費者から相談があつた食品について、γ線簡易測定器を活用した「相談検査」を無料で実施する体制を整えている。				
④用語解説	【令和3年度放射性物質検査実績】			
● 収去検査件数:46件(結果は、すべて検出限界値未満)				
● 委託検査 検査件数:133件(結果は、すべて検出限界値未満)				
● 相談検査 検査件数:0件				
⑤用語解説	【令和3年度取組みの評価】			
(薬務衛生課)				
食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により製造所や販売店から重点食品を収去し検査した結果、令和3年度の収去検査による基準違反率は、前年度より0.02ポイント高い0.48%であった。引き続き計画的に実施し、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。				

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-② 施策の方向5 具体的な取組み	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★

(2) 自主衛生管理の周知啓発  
講習会等において、食品業者や食品衛生責任者へ食品安全に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を行います。

#### ① 概要

保健所で実施する事業者を対象とした講習会や監視指導において、自主衛生管理(特に手順書の作成や記録の作成保管など)に関する周知啓発を行う。また、県が委嘱している食品衛生推進員が、食品安全施設に出向き、営業者等へ自主衛生管理に関する助言等を行う。

#### ② 推進指標

【食品衛生責任者実務講習会受講率】(松山市保健所を除く。)

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R.元	R2	R3
目標	—	100%	—	—	—	—	100%	—	100%
実績	85.4%	87.3%	83.3%	85.0%	77.3%	81.6%	70.0%	84.6%	76.1%

【事業者向け前講座実施件数】(松山市保健所を除く。)

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R.元	R2	R3
目標	71件	62件	68件	88件	89件	92件	74件	24件	26件
実績	—	—	—	—	—	—	80件	—	80件以上

#### ③ 用語解説

『食品衛生責任者』 食品衛生法に基づく営業許可及び届出対象となるすべての施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者のうちから食品衛生責任者を1名以上置く必要がある。責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めることとし、施設の衛生管理向上に向けた業務を行つ。『食品衛生推進員』 県では、平成13年4月より、食品衛生法第61条に基づき、食品等事業者の食品安全向上に関する自主的活動を促進するため、食品衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

#### 【令和3年度事業実施状況】

● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)  
・保健所が開催又は事業者等の要望に応じて講師を派遣した講習会において、食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項の周知啓発を行った。  
令和3年度事業者向け前講座 実施件数:26件、参加者数:807名(松山市保健所を除く。)  
・食品関係施設への監視指導時に、自主衛生管理に関する啓発を行つた。  
● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)  
・食の安全・安心県民講座を開催し、周知啓発を行つた。(5回、195名)

#### ● 食品営業自主管理強化事業費(業務衛生課)

・食品衛生責任者講習会事業(松山市保健所を除く。)  
・食品に対する食品安全性を確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を開催した。  
・食品衛生推進員による講習会を終受講者数:2,601名  
・食品衛生推進員事業(松山市保健所を除く。)  
・食品衛生推進員巡回施設数:9,683件  
・食品衛生推進員巡回施設数:73回、終受講者数:2,601名

【令和3年度取組みの評価】  
(業務衛生課)  
令和3年度の実務講習会受講率は76.1%と、前年度より減少した。事業者向け前講座については、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、例年通りの実施をを目指し、各会場の参加数を減らし、実施件数を増やして開催したが、参加者数は前年を下回る実績となつた。  
また、令和3年度はHACCPに関する内容をテーマとして開催する「安心県民講座を開催し、県民や事業者に対し、HACCP導入の有効性や必要性について周知啓発することができた。  
今後も、各種講習会における周知啓発や、食品衛生推進員の巡回施設数は9,683件となり、食品関連事業者の自主衛生管理に対する意識の高揚に寄与することができる。  
主衛生管理に関する周知啓発を行つ。

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★
施策の方向5	具体的な取組み	(22) 食品自主衛生管理制度の普及促進 食品等事業者団体が作成した業種別手引き書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則すべての食品関連事業者に求められることがなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。
①概要	愛媛県食品自主衛生管理制度について、説明会や手引き等により周知し、認証施設数の増加を図る。 愛媛県食品衛生法施行条例で定めるHACCP導入型基準を導入している施設数の増加を図る。	②推進指標 【愛媛県食品自主衛生管理制度における認証施設数(累積)】 自主衛生管理制度の増加により、えひめの食の安全安心の確保の推進が図られる。
実績	17 施設	19 施設 21 施設 23 施設 24 施設 25 施設 27 施設 29 施設 31 施設

### 【令和3年度取組みの評価】

(業務衛生課)

愛媛県HACCP制度の周知に努めたほか、申請から認証及びその後の運用まで、保健所職員等がきめ細かにサポートした結果、令和3年度は2施設を新たに認証することができます。  
今後は、食品衛生法等の改正により、原則すべての食品関連事業者に求められることがなったHACCPに沿った衛生管理に事業者が取り組めるよう支援し、普及推進を図る。

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★
施策の方向5	具体的な取組み	(22) 食品自主衛生管理制度の普及促進 食品等事業者団体が作成した業種別手引き書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則すべての食品関連事業者に求められることがなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。
①概要	愛媛県食品自主衛生管理制度について、説明会や手引き等により周知し、認証施設数の増加を図る。 愛媛県食品衛生法施行条例で定めるHACCP導入型基準を導入している施設数の増加を図る。	②推進指標 【愛媛県食品自主衛生管理制度における認証施設数(累積)】 自主衛生管理制度の増加により、えひめの食の安全安心の確保の推進が図られる。
実績	17 施設	19 施設 21 施設 23 施設 24 施設 25 施設 27 施設 29 施設 31 施設

### ③用語解説

③用語解説  
《HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)》 食品の衛生管理制度の一つ。危害分析重要点方式ともいふ。HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理制度であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、検査、記録の7原則から成り立っている。1993年に、FAO/WHO合同食品規格委員会(コードекс委員会)が、HACCPの具体的な原則と手順(7原則12手順)を示し、食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。《愛媛県食品自主衛生管理制度(愛媛県HACCP制度)》 HACCPの手法を取り入れ、自主的に高度な衛生管理制度を行つている食品事業者施設を、県が認証する制度。平成22年10月開始。《HACCP導入型基準》 平成26年5月、厚生労働省が示す「食品等事業者が実施すべき管理運営の基準に関する指針(ガイドライン)」に新たに規定された。HACCPを用いて衛生管理制度を行う場合の基準をいつ。国内の食品等事業者に対し、従来の基準に加えHACCPによる工程管理の義務化を進一步HACCPの段階的な導入を図るためにガイドラインが改正され、従来の基準に加えHACCP導入型基準が規定された。HACCPの導入により食品安全性の向上が期待されるとともに、食品の輸出にあたり、他国からHACCPによる衛生管理が求められる場合があることから、HACCPによる工程管理の普及を加速させる必要がある。

### 【令和3年度事業実施状況】

● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)  
・「愛媛県食品自主衛生管理制度(愛媛県HACCP制度)」について、認証を希望する事業者の助言・指導を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへの掲載や食の安全・安心県民講座等での説明などにより広く周知した。  
〔対象業種〕 (平成22年10月～) 草子製造業 (平成23年10月～) 食品衛生法の營業許可を要する製造業24業種 (平成24年10月～) 鶏卵選別包装施設(GPセンター)、鶏の液卵センター、計26業種

基本施策Ⅰ ①～②	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造・加工・販売ステージ
施策の方向5 具体的な取組み	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★
(23)自主衛生管理推進事業の支援	(24)集団給食施設における自主衛生管理の促進
愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。	学校給食等集団給食施設に對し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導などをを行い、自主衛生管理の促進を図ります。
①概要	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行ひ。
②推進指標	『床のドライシステム化（ドライ運用）』従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があつた。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビなどの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。
③用語解説	『床のドライシステム化（ドライ運用）』
受講者数維持により周知啓発活動の指標となる。	《床のドライシステム化（ドライ運用）》従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があつた。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビなどの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。
④HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度事業実施状況】
⑤HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) 集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行つた。
⑥HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度取組みの評価】
⑦HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	(業務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。

基本施策Ⅰ ①～②	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造・加工・販売ステージ
施策の方向5 具体的な取組み	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★
(23)自主衛生管理推進事業の支援	(24)集団給食施設における自主衛生管理の促進
愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。	学校給食等集団給食施設に對し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導などをを行い、自主衛生管理の促進を図ります。
①概要	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行ひ。
②推進指標	『床のドライシステム化（ドライ運用）』従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があつた。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビなどの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。
③用語解説	『床のドライシステム化（ドライ運用）』
受講者数維持により周知啓発活動の指標となる。	【令和3年度事業実施状況】
④HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) 集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行つた。
⑤HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度取組みの評価】
⑥HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	(業務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。
⑦HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度取組みの評価】
⑧HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	(業務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。

基本施策Ⅰ ①～②	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造・加工・販売ステージ
施策の方向5 具体的な取組み	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★
(23)自主衛生管理推進事業の支援	(24)集団給食施設における自主衛生管理の促進
愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。	学校給食等集団給食施設に對し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導などをを行い、自主衛生管理の促進を図ります。
①概要	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行ひ。
②推進指標	『床のドライシステム化（ドライ運用）』従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があつた。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビなどの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。
③用語解説	『床のドライシステム化（ドライ運用）』
受講者数維持により周知啓発活動の指標となる。	【令和3年度事業実施状況】
④HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) 集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に關する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行つた。
⑤HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度取組みの評価】
⑥HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	(業務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。
⑦HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	【令和3年度取組みの評価】
⑧HACCP研修会受講者数(松山市保健所分を含む。)	(業務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。

食品衛生施設における自主衛生管理体制の強化を目的に取り組んだ。一日食品衛生監視員事務官では、消費者との意見交換等により事業者の意識向上が図られた。また、食品衛生推進員の活動も活発に行われた。今後も、事業者の自主衛生管理体制の強化を図ることとともに、推進員の活動が保健所食品衛生監視員の業務の一部を補完できるものとなるよう当事業の支援を継続する。

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
I-② 製造・加工・販売ステージ	新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★
施策の方向6 具体的な取組み	(25)新しい食品表示制度に対応できる体制の整備
概要	県民や食品関連事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導や食品表示に関する相談に対応できる体制づくりを進めます。
推進指標	①概要 食品表示に関する相談については、保健所に設置している「食の安全安心総合相談窓口」で総合的に対応するほか、農林水産部門で設置している「食品表示相談窓口」を引き続き設置して、連携して対応する。また、効率的な監視指導の実施のための執行体制のあり方にについて検討する。 県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、県及び市町の消費生活相談窓口で相談等に従事する者に対して、他機関が実施する研修への参加を支援することで、相談対応の能力の向上を図る。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報を指導等に結ぶ。
用語解説	③用語解説 『食品表示法』 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するために、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示にについて一元化して規定した法律。平成25年6月21日成立、6月28日公布、平成27年4月1日施行。

【令和3年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	関係課で連携して監視指導に対応することができた。
「食の安全・安心総合相談窓口」で、表示に関する苦情や相談に丁寧に対応することができた。	事項など他課局と連携しながら対応することができた。
今後は、県の執行体制のあり方にについて、引き続き検討を行う。	市町相談窓口と県消費生活センターとの間に設置しているホットラインを通じて、県相談員が市町相談窓口を技術的に支援するなどにより、相談体制を強化する。
(県民生活課)	市町相談窓口を技術的に強めるとともに、引き続き市町との合同の合同の研修実施などを実施する。
(農産園芸課)	食品表示相談窓口への相談件数は、食品表示基準に関する相談が多数、寄せられ、令和3年度は301件の相談があった。今後も、適正な食品表示を推進するため、関係部局と連携して対応する。

【令和3年度事業実施状況】	
(業務衛生課)	・県民や食品関連事業者に分かりやすく、効率的な監視指導の実施のための執行体制のあり方にについて、関係課(食品表示法の本庁執行機関である業務衛生課・健・農業・景品表示法の本庁執行機関である県民生活課)で検討を行った。
事業費	● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・食の安全・安心総合相談窓口に寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等へ指導等を行った。
事業費	● 食品表示に関する県民からの相談等件数(松山市保健所分を除く。);3件
事業費	● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ・各保健所において、事業者からの相談に対応した。
事業費	● 消費者行政推進費(県民生活課) ・県消費生活センターに消費者生活相談員を7名配置し、市町相談窓口と連携して県民の消費者相談に対応するとともに、消費者行政初任者への研修の実施や関係職員の国民生活センター等の研修受講の支援など、相談体制の強化に努めた。
事業費	● 食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) ・食品表示の適正化を推進するため、本庁及び各地方局(支局)に設置されている食品表示相談窓口において、一般消費者等からの食品表示に関する相談等に対応した。

<p><b>基本施策 I</b></p> <p>① 生産から消費に至る食の安全安心の確保</p> <p>② 製造・加工・販売ステージ</p> <p><b>施策の方向6</b></p> <p>新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★</p> <p><b>(2)新しい食品表示基準の周知</b></p> <p>食品関連事業者に対する食品表示に関する講習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、最新情報等について周知啓発を行います。</p> <p><b>①概要</b></p> <p>(業務衛生課)</p> <p>事業者を対象とした表示講習会の開催や、事業者主催の研修会に出向いて表示について説明するなどにより、適正な食品表示の普及啓発を行う。</p> <p>(県民生活課)</p> <p>事業者向けの法令等の講習会や消費者向けの食品表示・安全に関する講習会を開催し、食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する。</p> <p>(健康増進課)</p> <p>食品表示法の施行により義務化された栄養成分表示について、リーフレット等を作成し、食品関連事業者への周知を図る。</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>食品関連事業者自らが主体的な取組みを行うことが重要であるため、業界団体及び食品事業者等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催し、食品表示に対する意識の高揚を図る。</p> <p>また、各地方局産業振興課では、食品製造事業者や販売店舗等の社内研修等において、食品表示制度を説明するなどの啓発活動を行う。</p> <p><b>②推進指標</b></p> <p>③用語解説</p>	<p><b>【令和3年度事業実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食の安全・安心推進事業費 (業務衛生課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の通知やパンフレット等について、「えひめ食の安全・安心情報」ホームページにタイムリーに掲載し、周知を図った。</li> </ul> </li> <li>● 各種講習会において、食品表示について説明した。</li> <li>● 消費者行政推進班等事業費 (業務衛生課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けの表示等に関するコンプライアンス講習会」を資料送付により実施した。(1回、93名)</li> </ul> </li> <li>● 消費者行政活性化事業費 (県民生活課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者・事業者向けの「食品表示・安全に関する講習会」を資料送付により実施した。(1回、105名)</li> </ul> </li> <li>● 茶道正な栄養成分表示に関する周知(健康増進課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分表示に関するリーフレットを作成し、夏期一斉取締りや年末一斉取締りに併せて、リーフレットを用いた周知活動を行った。</li> </ul> </li> <li>● 食品表示適正化推進事業費 (農産園芸課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、121名)。また、食品関連事業者に対し研修会を実施(1回、10名(対面開催))するとともに、直営市・出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った(1回、200部)。</li> </ul> </li> <li>● 食品表示制度の周知のため、事業者向けパンフレットを作成した。「押さえておきたい食品表示のポイント」(A4版全26ページ、4,000部)</li> </ul>
--	--

**基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保**

**【商品量目立入検査の立入事業所数】  
食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業者に対する立入検査の実施状況の指標となる。**

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標			—	—	—	—	43箇所	—	43箇所以上
実績	45箇所	45箇所	45箇所	29箇所	29箇所	23箇所	43箇所	—	23箇所

【食品表示ウオッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合】  
不適正表示率の減少によりウォッチャーによる監視活動の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	0%	—	—	—	—	—	—	0%
実績	19.1%	17.3%	16.7%	14.0%	13.2%	15.0%	16.1%	9.6%	20.5%

**③用語解説**

『食品表示ウオッチャー』 食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告でもらう制度。  
『愛媛県食品表示監視協議会』 関係機関との連携強化を図ることで、不適正な食品表示を行っている事業者に対する監視活動を目的として、平成20年4月に設置(事務局:中国四国農政局愛媛県拠点)。県(県警、農産園芸課、県民生活課、商務衛生課、消費者生活センター、健康増進課)、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター及び愛媛県拠点との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行っている。

**【令和3年度事業実施状況】**

- 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
- 食品等検査費(業務衛生課)
- 食品表示監視指導業務の一環として、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについて改善指導等を実施した。(食品表示監視実施件数9,176件)
- 県民や関係機関から提供された被疑情報について、所要の調査を行い、不適正なものについて改善指導等を実施した。(調査件数6件)
- 国等が開催する研修会に職員を派遣した。
- 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催(11月)
- 消費者行政推進会議主催(県民生活課)
- 消費者行政活性化事業費(県民生活課)
- 不当景品類及び不当表示防止法に基づき、実際のものより著しく優良な表示等について調査を実施し、不適正表示を行った事業者に対し改善指導等を行った。(指導3件)
- 食品衛生監視による立ち入り等(健康増進課)
- 保健所の食品衛生監視員が夏期一齊取締り及び年末一齊取締りに併せて、販売店や道の駅などの産直市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行った。
- 消費者庁主催の健康増進法に関する研修(書面開催)
- 計量検定取締事業登録費(産業政策課)
- 適正な計量の実施を確保するため、食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業所へ立ち入り、内容量を計量し、不適正なものについて改善指導等を実施した。(計量特定市である松山市、新居浜市、今治市分を除く。)

立入事業所数:23箇所(検査個数:2,408個)

**【商品量目立入検査の立入事業所数】  
食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業者に対する立入検査の実施状況の指標となる。**

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	32,000件	—	—	—	—	32,000件	—	15,000件以上
実績	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	13,036件	10,016件	9,176件

【食品表示監視実施数】(松山市保健所分を除く。)  
実施数の増加により監視活動充実の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	32,000件	—	—	—	—	32,000件	—	15,000件以上
実績	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	13,036件	10,016件	9,176件

●食品表示適正化推進事業費（農産園芸課）	生産から消費に至る食の安全安心の確保
・県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発指導を行った。	I-② 製造・加工販売ステージ 新たな制度による食品表示の適正化の推進★
指摘件数：指導件数	6
指導件数：53件	具体的な取組み
中国四国地域食品表示行政担当者研修会(11月) 中國四国地域食品表示監視連絡会議主催) 2名	(28)安心感に配慮した表示の推進
・中国四国地域食品表示行政担当者研修会に職員を派遣した。 (農産園芸課) (業務衛生課) (県民生活課) (健康増進課)	表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。
・食品表示関係法令等に係る相互理解を深め、連携の強化を図るために、愛媛県食品表示監視協議会(書面開催)で情報共有を行った。	(28)安心感に配慮した表示の推進
開催回数：1回(書面開催)	表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。
①概要	食品表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行うとともに、監視指導時に助言等を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—
【令和3年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	
・事業者対象の講習会等において表示について説明、助言したほか、監視指導の中で任意表示について意識向上を図った。	
●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)	
・食品表示適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、121名)。また、食品関連事業者に対し研修会を実施(1回、10名(対面開催))するとともに、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った(1回、200部)。	
【令和3年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	
販売店や製造所に対する監視指導の結果、不適正な表示を理由に始末書の徵収等を行った件数が、平成22年度の111件から、令和2年度は11件にまで減少し、一定の効果が現れている。一方で、表示誤りを理由とする自主回収の報告が後を絶たないことから、今後も表示の適正化に向けた監視指導を実施する。	
(県民生活課)	
県民等からの情報提供や県からの調査等により、事業者に対して適切な表示を行おうように指導を行っている。平成25年度は全国のホテル等で食材の虚偽表示が相次いだことなどから、不適正な表示等による行政指導は24件に上ったが、令和3年度には3件と減少している。	
一般消費者の食品をはじめとする商品の表示に対する関心がますます高まる中、食品表示法が改正され、事業者自身のコンプライアンス体制の確立を求めるとともに、監視指導体制の強化の一環としてこれまで国のみであった行政処分の権限が都道府県にも付与されたほか、平成28年4月1日から「課徴金制度」が導入され、今後とも国、他県や関係機関等と連携を取りながら効率的・統一的な法執行に努める。	
(健康増進課)	
販売店や道の駅などの産直市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導されており、今後更に適正な監視指導に努める。	
(産業政策課)	
令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、中元期の立入検査は行わず、歳暮期のみの実施となつたが、県民の消費生活の安全及び適正な計量による商取引の安定の確保を図るために、今後も立ち入り検査を継続して実施する。	
(農産園芸課)	
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適正な表示の割合は20.5%であり、不適正な表示が減少するよう、ウォッチャーによるモニタリング結果等により、不適正な表示が確認された場合には指導を行う。	
(農産園芸課) (業務衛生課) (県民生活課) (健康増進課)	
監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応する。	

●食品表示適正化推進事業費（農産園芸課）	生産から消費に至る食の安全安心の確保
・県食品表示が確認された場合には県が啓発指導を行った。	I-② 製造・加工販売ステージ 新たな制度による食品表示の適正化の推進★
指摘件数：指導件数	6
指導件数：53件	具体的な取組み
中国四国地域食品表示行政担当者研修会(11月) 中國四国地域食品表示監視連絡会議主催) 2名	(28)安心感に配慮した表示の推進
・中国四国地域食品表示行政担当者研修会に職員を派遣した。 (農産園芸課) (業務衛生課) (県民生活課) (健康増進課)	表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。
・食品表示関係法令等に係る相互理解を深め、連携の強化を図るために、愛媛県食品表示監視協議会(書面開催)で情報共有を行った。	(28)安心感に配慮した表示の推進
開催回数：1回(書面開催)	表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。
①概要	食品表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行うとともに、監視指導時に助言等を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—
【令和3年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	
・事業者対象の講習会等において表示について説明、助言したほか、監視指導の中で任意表示について助言するなど、事業者の主的な情報提供の取組みについて意識向上を図った。	
●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)	
・食品表示適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、121名)。また、食品関連事業者に対し研修会を実施(1回、10名(対面開催))するとともに、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った(1回、200部)。	
【令和3年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	
販売店や製造所に対する監視指導の結果、不適正な表示を理由に始末書の徵収等を行った件数が、平成22年度の111件から、令和2年度は11件にまで減少し、一定の効果が現れている。一方で、表示誤りを理由とする自主回収の報告が後を絶たないことから、今後も表示の適正化に向けた監視指導を実施する。	
(県民生活課)	
県民等からの情報提供や県からの調査等により、事業者に対して適切な表示を行おうように指導を行っている。平成25年度は全国のホテル等で食材の虚偽表示が相次いだことなどから、不適正な表示等による行政指導は24件に上ったが、令和3年度には3件と減少している。	
一般消費者の食品をはじめとする商品の表示に対する関心がますます高まる中、食品表示法が改正され、事業者自身のコンプライアンス体制の確立を求めるとともに、監視指導体制の強化の一環としてこれまで国のみであった行政処分の権限が都道府県にも付与されたほか、平成28年4月1日から「課徴金制度」が導入され、今後とも国、他県や関係機関等と連携を取りながら効率的・統一的な法執行に努める。	
(健康増進課)	
販売店や道の駅などの産直市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導されており、今後更に適正な監視指導に努める。	
(産業政策課)	
令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、中元期の立入検査は行わず、歳暮期のみの実施となつたが、県民の消費生活の安全及び適正な計量による商取引の安定の確保を図るために、今後も立ち入り検査を継続して実施する。	
(農産園芸課)	
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適正な表示の割合は20.5%であり、不適正な表示が減少するよう、ウォッチャーによるモニタリング結果等により、不適正な表示が確認された場合には指導を行う。	
(農産園芸課) (業務衛生課) (県民生活課) (健康増進課)	
監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応する。	